海市相収　第６１号
平成３０年１２月７日

神奈川県知的障害福祉協会
会　長　　出　縄　守　英　様
神奈川県身体障害施設協会
会　長　　伊　藤　崇　博　様
特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
会　長　　鈴　木　　暢　様

海老名市長　内野　　優

「市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書」の回答について

このことについて、下記のとおり回答いたします。

１．障害者地域生活サポート事業の実施に向けた要望

（１）障害者地域生活サポート事業は平成 18 年度に施行されて 12 年が経過しました。市町村の任意事業であり、県市 1/2 負担の協調事業でもあります。実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じており、全体の実施率として約 16%と低い状況です。つきましてはこの事業についてのご理解をいただき、実施率を上げていただくよう要望いたします。（継続要望）

（２）障害者地域生活サポート事業の実施により支援の充実が図られ、利用者の立場に立ったサービス提供ができるよう、特に比較的実施率の高い次に事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。（継続要望）
ア「重度重複障害者個別支援事業」については、13 市町村が実施。
イ「単独型短期入所促進事業」については、12 市町村が実施。
ウ「地域防災拠点事業」については、10 市町村が実施。
エ「医療的ケア支援事業」については、9 市町村が実施。
オ「グループホーム地域生活支援事業」については、9 市町村が実施。

（３）サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業安定運営のために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニュー又は、相談員確保に際しての支援策の項目の追加を要望します。

（継続要望）

（４）各市町村で実施されている事業について広報等による公開を要望します。

（継続事業）

【回答】障がい福祉課

障害者地域サポート事業について、市では神奈川県の市町村事業推進交付金（障害者地域生活支援関連事業）メニューのうち、地域防災拠点事業を含む一部事業を実施しておりますが、現在実施の事業を継続しつつ、未実施の事業については、市の地域性や利用者のニーズ等を勘案しながら、事業の実施について研究してまいります。また、実施事業については、機会をとらえて広報等で周知してまいります。

２．障害者グループホームの運営について

（１）障害者グループホーム等運営費補助事業は、グループホーム等で障害者が安心して地域生活を送るためにとても重要なものと考えています。交付金化されましたが、引き続き市町村を中心に継続実施できるよう要望します。（継続要望）

【回答】障がい福祉課

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、グループホーム等の運営の助成が必要と認識しておりますので継続実施してまいります。

（２）グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも、市町村の補助としてグループホームの家賃補助、実態を考慮した補足的増額などが図られるよう要望します。（継続要望）

【回答】障がい福祉課

市では、グループホーム・ケアホーム利用者への家賃補助について、平成23年10月より、国の特定障害者特別給付費とは別に、「海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給要綱」に基づき助成を行っております。

３．障害児サービスについて

（１）児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障害児の増加や医療的ケアが必要な重度障害児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障害児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やＰＴ、ＯＴ、ＳＴなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。（継続要望）

【回答】障がい福祉課

市では、海老名市立わかば学園を、平成27年9月から児童発達支援センターとし、障がい児が、身近な地域で専門的な療育等のサービスを受けられるよう、療育の内容をより充実させました。今後も、多様化する障がい児へのサービスへの対応を検討してまいりま

す。

（2）障害児施設における加齢児の対象について、児童福祉法では、20歳になるまでの措置延長は認められておりますが、20歳に達した加齢児は、平成33年3月末以降は入所の継続ができなくなると定められています。(みなし期間の延長)。移行支援の現状としては、障害者支援施設、グループホーム等の協力により進めることができております。しかし、依然として全ての加齢児が移行できているわけではなく、行動障害の方や重度重複障害の方の移行が困難な状況に変わりはありません。加齢児への継続的な関りと、対象者の福祉事務所通知が行われた際は、速やかに関係機関との連携を図り、意思決定支援、障害支援区分の調査等を行い、移行支援の実現に向けて調整してください。また、障害者地域生活サポート事業の「成人サービス移行者受入れ事業」等を活用し加齢児対策が一層推進するよう要望します。　（継続要望）

【回答】障がい福祉課

児童入所施設に入所する加齢児の移行については、対象となる方にできるだけ負担とならないよう、引き続き、事業所と対応を調整してまいります。

4．相談支援事業の充実

（1）相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。(継続要望)

【回答】障がい福祉課

市では、平成26年度に引き続き、平成27年度も緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（地域人づくり事業）を活用し、相談支援事業所における相談支援員の雇用と育成を補助しているところです。また、事業の終了後も市単独事業として、時限付きの相談員育成補助制度を開始しております。今後も適正なサービス等利用計画書の作成や、見直しが実施できるよう、事業所と連携してまいります。

5．短期入所事業について

（1）障害者が在宅生活を暮らす上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

（継続要望）

【回答】障がい福祉課

現在、市では平成30年4月に通所施設に短期入所機能を備えた施設を開所し、障がい者の家族支援の一翼を担えっているものと考えております。

（2）障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。(継続要望)

【回答】障がい福祉課

前述の施設では、虐待による障がい者の受入れ施設として、緊急時用に市が1床を確保する運用をしております。

6．就労関連について

（1）障害者の経済自立は、地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。福祉的就労による工賃向上や施設外就労の柔軟な運営のため、福祉施設への物品購入の役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障害者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。（継続要望）

【回答】障がい福祉課

市では、障害者優先調達推進法に基いた平成29年度の目標金額を、200万円（平成28年度は190万円）に設定し、福祉施設から物品等の積極的導入に力を入れています。施設外就労については、従来から実施している就労チャレンジ事業に専任の臨時職員を配置し、より実践的なコースを新設する等の取組を行っています。また、福祉施設ショップ、設置共同受注窓口の設置については、障がい福祉施設の地域施設計画の中で検討してまいります。

7．障害者の防災対策について

（1）東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨などの大規模災害では、広域的な防災支援は急務です。障害者は、一般市民を対象にした避難所の環境に馴染めず、危険と知りながら自宅に戻ることや、車上生活をした事案もみられます。障害児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加し、地域での防災の啓発的な役割を担えるよう要望します。（継続要望）

【回答】危機管理課・障がい福祉課

市では、障がい者を含めた要配慮者に対しての防災対策に取り組んでいます。各避難所予定施設等では、運営を円滑に行うため避難所開設後、避難者が主体となり運営委員会を設立します。委員会のメンバーには、介添者、女性等を加えることを呼び掛けており、多種多様な目線からの意見反映を行うよう努めております。

避難所予定施設を開設する段階で一般の避難者と共同生活が難しい避難者は、各避難所予定施設に平時から定めている要援護者居住エリアへの受入れを行います。また、その後、福祉的支援の準備が整い次第、福祉避難所予定施設に移動の上、生活していただくことも想定しており、わかば会館は、障がい者向けの福祉避難所予定施設として指定されています。わかば会館では、毎年、訓練を実施しており、防災対策の強化に努めています。

この他に事前対策としては、各避難所予定施設に要援護者ベストの配備、障がい者の受入れを行っていただく施設との災害協定締結等を行っております。（危機管理課）

また、関係課と調整を図りながら、障がい者の防災対策のあり方の検討を行ってまい

ります。（障がい福祉課）

（２）大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。（継続要望）

【回答】危機管理課・障がい福祉課

災害発生時等の情報伝達手段については、現在、防災行政無線の経年劣化に伴い、新たな防災情報伝達システムの構築に着手しており、市民に正確な情報を伝達できる形を強化してまいります。

その他の補完手段として、電話で防災行政無線の放送内容を聞きなおすことができる音声案内（テレドーム）、事前登録制のえびなメールサービス、スマートフォン等で利用可能な海老名市防災マップアプリケーション等、様々な形での情報伝達手段の確保に努めています。（危機管理課）

地域防災拠点事業に関しましては、今後も市の地域性等を考慮しながら、事業の継続と格差の是正に取り組んでまいります。（障がい福祉課）

８．発達障害者への支援の充実について

（１）現在かながわＡ（エース）が県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障害者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、この事業所だけでは困難な状況にあります。各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障害者支援の充実を図っていただくことを要望します。（継続要望）

【回答】障がい福祉課

発達障害者への支援の充実やセンター化につきましては、１市町村毎の課題ではないものと捉えております。課題の解消にむけては、機会を捉えて関係機関等に働きかけ協議、研究してまいります。

９．人材確保について（新規要望）

（１）福祉人材の確保については、障害者福祉のみならず福祉事業全体に渡って難しくなっています。すぐに改善する兆しは見られていません。そのような時でも将来の福祉職を目指す人々は学校等で学んでいます。また、共生社会の実現には今の子供たち世代やその後の世代が関わっていく課題でもあります。そこで学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障害者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

【回答】教育支援課

現在小学校においては、福祉教育を国語や社会、総合的な学習の時間の学習をとおして、１つの教科だけでなく横断的に教科間の関連を図りながら実施しております。また、各教科においては座学だけでなく体験活動を重視し、取り入れております。具体的には、中学

年・高学年で実施する点字教室や白杖体験、車椅子体験等です。これらは市の社会福祉協議会の方々にゲストティーチャーとして学校にお越しいただき実施をしております。また、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックにむけて、車椅子バスケットボールの模擬体験や選手との交流する機会を設けている小・中学校もあります。保健体育においても県の保健体育課等外部機関と協力しながら実施いたしております。

また、各校の福祉教育の実施については、市教委で回数や割当日を決めているのではなく、各学校が児童生徒の実態や学校行事・学習計画等を考慮して実施日を決定しているところです。

今後も、引き続き福祉に関する授業等は市教委と連携しながら進めていく予定でおります。

10. その他

（1）地域生活支援拠点等の整備

地域生活拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき、面的整備型の他、人的配置及び施設整備等を行う多機能機能拠点型の整備も含み、具体的な計画策を要望します。

（継続要望）

【回答】障がい福祉課

地域生活支援拠点等の整備については、第5期障害者福祉計画期間の中で、面的整備に取り組んでまいります。

（2）基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もあります。また、この事業の実施にあたり「入所から地域移行の利用調査等」も円滑におこなわれていません。そのため、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。

（継続要望）

【回答】障がい福祉課

基幹相談支援センターについても、第5期障害者福祉計画期間の中で、設置に向けて協議してまいります。

（3）市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。（継続要望）

【回答】障がい福祉課

日中一時支援、移動支援等のサービス理由決定においては、必要な支給決定がなされるよう、引き続きケースワーカーによるきめ細かい面談等を　実施してまいります。また、成年後見人制度利用支援事業等については、市長申し立ての場合に市単独で利用助成制度を設けるなどの支援を継続いたします。

※教育行政への陳情・要望に対する回答につきましては、海老名市教育委員会に回答内容について確認をいたしました。

事務担当：市民協働部　市民相談課